

大学院生用

令和 8(2026)年度<通年・前期>授業料の減免について(案内)

○授業料減免制度の概要 ※大学院新1年生は、入学後(4/1以降)に手続きしてください。入学前に申請することはできません。

(1)減免の額 各期に納付すべき授業料の全額、2分の1の額、または4分の1の額

(2)対象者 (原則下記①～③の全てを満たす方)

①経済的理由により授業料の納付が困難な大学院生

経済的な困窮度は提出書類にて審査します。原則、生活保護世帯や住民税所得割非課税世帯が「全額減免」となる基準のため、高額所得者は対象外です

住民税所得割非課税世帯: 父母又は父母に代わって家計を支える方の住民税所得割額が非課税である世帯。

<参考>

父(年収 445 万円又は事業所得 210 万円未満)・母(父の扶養家族)・本人(自宅)・弟(高校・自宅)の 4 人世帯は 1/4 額免除の可能性、父の年収 222 万円(事業所得 54 万円)未満の場合、全額免除の可能性がありますが、**令和 7(2025)年度基準**のため、生活保護基準の改正等、世情により変更となる可能性があり、必ず減免に該当するとは限りませんので、あくまでも参考としてください。

※世帯人数・兄弟姉妹の就学状況によっては上記に該当しない場合であっても、減免の対象となる場合があります。

②学業優秀である方

(1)各研究科で「優秀」と判断されたもの

(2)学業不振による留年中の方(休学期間が 1 年に満たず、単位不足により留年となった方を含む)、懲戒処分を受けている者、試験等において不正行為を行った方、授業の出席がない方については授業料減免の対象外(申請不可)

③申請期間中に休学中または休学予定のない方(後期に休学予定のある方は、通年申請できません。)

【注】(1)通年申請(前期分と後期分を一度に申請)するには、条件があります。詳細は 2 頁で確認してください。

なお、通年申請であっても、審査は前期・後期別々に行い決定します。また、後期に後期分の減免申請受付期間があります。

(2)いずれの場合も予算の範囲内で減免対象者を決定しますので、必ず減免となるわけではありません。

○手続きの手順 ※申請用紙は、各自で本学 WEB サイトからダウンロードする(教育・学生生活のページ)

※いずれの書類も郵送提出可とします。ただし、必ずレターパックライト・特定記録・簡易書留などの追跡可能な方法により提出し、**期限必着(厳守)**です。期限までに全ての書類が揃っていない場合は不受理となります。

手順	期間(日時)等	提出書類	提出先
1. 授業料納付猶予願(大学院生用)提出	4月1日(水)～4月17日(金) 8:45～17:15 ※土日を除く ※郵送提出は 期限必着(厳守)	「令和8年度<前期>授業料納付猶予願」 ※大学院新1年生は、 4月1日より前に提出 することはできません	学生課 (学生支援担当)
2. 申請(通年・前期) ※「授業料納付猶予願」提出者のみ申請が可能	6月10日(水)～6月16日(火) 9:00～17:00 ※土日を除く ※受付は 予約面談制 。 予約方法は学務情報 Live Campus <キャンパス Info> <学内共有ファイル> <授業料減免を確認すること> ※郵送提出は 期限必着(厳守)	「令和8年度<前期>授業料減免申請書」及び添付書類 ※必要書類は Web ページ掲載の「提出書類一覧」をプリントアウトして確認 ※通年申請者は全書類のコピーも提出	学生課 (学生支援担当) 予約日に別室で個別面談をして申請書類を受け付けます。 ※受付場所は、別途ご案内します
3. 前期審査結果	7月下旬 …審査結果は、 学務情報システム Live Campus < menu < マイ info < 学生情報 < 自由項目で確認 すること。電話・メールでは回答しません。 ※審査結果の発表時期については学務情報システム(Live Campus U)のメールで周知するため、必ず 学務情報システムに、スマホ等で速やかに内容を確認できるメールアドレスを登録 すること。		
4. 授業料の引落し	8月27日(木) 全額減免以外の方が対象		
5. 申請(後期) ※通年申請対象外の者	10月1日(木)～7日(水) (予定) …前期のみの申請で、後期も減免を受けたい場合は、必ず申請すること 9月上旬に掲示板・学務情報掲示板・WEB サイトにて案内します ※通年申請者で、前期結果が不承認の方は申請の対象外(受理しません)		
6. 後期審査結果	12月上旬 (予定) ※1/2 額免除・1/4 額免除・不承認の方の授業料引き落としは、 令和9年1月12日(火)		

【問合せ先】 ※申請期間中は担当者が電話での対応が困難です。早めに必要書類を確認し、不明な点はメールで問合せしてください。

名古屋市立大学 学生課(学生支援担当) TEL:052-872-5042 E-mail: scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp
〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子キャンパス 3 号館 1 階 ※問合せ時には学籍番号・研究科・学年・氏名を名乗ること

申請期間 令和8年6月10日(水)～6月16日(火)、土日を除く
申請方法 事前予約制、予約日に別室で個別面談をして申請
面談場所 滝子キャンパス4号館1階面談室(予定)
受付時間 9時～17時

※事前予約の方法については学務情報システムの「学内共有ファイル」により確認してください。

※期限を過ぎた申請は一切受理しません。受付最終日までに不足書類未提出の場合は不受理となるため、不足書類は申請期間の最終日までに持参してください。

※郵送による提出でも受付します。期限は6月16日(火)必着(厳守)、必ずレターパックライト・簡易書留などの追跡可能な方法により郵送すること。この場合も期限最終日までに全ての書類が揃っていない場合は不受理となります。

※届出誤り、虚偽・その他不正な手段による申請は、決定後でも取り消しとなります。

授業料減免申請ができる方は、以下の条件を満たしていることが必要です

- 成績要件を満たしている方 (P1-(2)-②の成績要件を確認すること)
- 学業不振による留年をしていない方・年度をまたぐ休学をしていない方
- 授業料を支給される奨学金に採用されていない方
- 事前に「授業料納付猶予願」を提出し、受理されている方

【注意事項】必ず読んでください

※所得要件は世情により毎年見直しがあり、かつ、授業料減免予算の範囲内で対象者を決定していますので、審査結果は前年度と同じになるとは限りません。また、前期と後期でも結果が異なる場合があります。

- 審査結果を学務情報システム(Live Campus U)の「学生情報」で確認していただきます。審査結果の発表時期は、学務情報で連絡します。学務情報システムに、携帯電話番号及びすぐに内容確認ができるメールアドレスを必ず登録し、nculcu-contact@cc.nagoya-cu.ac.jp scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp からのメールを受信可としてください。
- 申請内容確認について至急の連絡をする場合があるため、こまめに学務情報システム・メールを確認してください。052-872-5042 (学生課)からの電話には、必ず折り返しの連絡をしてください。連絡のない場合、申請が不受理となる場合があります。
- 添付書類は申請の都度(毎回)提出が必要です。前回提出済でも、省略はできません。前期後期申請もその都度提出です。
- 提出書類は市区町村発行分を除き全てA4サイズに揃えてください(添付書類のみA3サイズも可)。また、所定用紙を印刷する際は、タブレットやスマートフォンから印刷指示をし、印刷がずれた書類になったものの提出はおやめください。
- 所得課税(非課税)証明書を除く必要書類を役所や勤務先等へ依頼する必要がある場合は、遅くとも提出期限の2週間前には依頼すること。依頼が遅くなったことにより書類が提出できない場合の提出期限の延長は認めません。
- 下宿生等で、実家等からの書類未着による期限延長は認めません。
- 授業料減免申請は、学生自身がご家庭の状況をきちんと把握したうえで行うものですので、保護者からご相談を受けた場合は、原則学生本人から相談し直すようお願いしていますので、その旨ご承知おきください。

【下記に該当する方は通年申請不可です・前期後期ともに申請してください】

提出書類一覧の★付番号書類(14～20)を提出する必要がある方

1. 令和7(2025)年1月以降、雇用形態(身分)変更・就職・退職・転職(転籍含む)・復職・休業(休職)・長期療養に該当する家族がいる方
自身が学振、各種研究者支援プログラムに採用となった方(予定者)
2. 令和7(2025)年1月以降、高校・大学・専門学校等を卒業後、進学も就職もしていない家族がいる方
3. 生活保護法による被保護世帯の方、授業料の納期限6ヵ月以内(新生入は入学前1年以内)に主たる家計支持者が死亡・長期療養・失業等により家計維持が困難になった場合、納期限6ヵ月以内(ただし新生入にあつては入学前1年以内)の風水害等により本人または学資負担者の家屋が損壊、流失、床上浸水等の被害に遭った方
4. 後期に休学を予定している方、自宅から自宅外・若しくはその逆になる予定の方、また、家族が進学(秋入学等)・秋卒業、今年度途中で結婚(世帯分け)、就職・転職、単身赴任もしくは単身赴任終了予定のある方

※(注) 6月に通年申請をしたあと、後期の減免申請時まで上記1～4に該当することになった場合は、後期も改めて申請する必要があります。後期に改めて申請をせずにそのまま後期減免の決定を受けた場合は遡って決定を取り消す場合があります。十分ご注意ください。